名張市水道給水条例(昭和39年9月1日条例第42号)

最終改正:令和6年3月28日条例第18号

改正内容:令和6年3月28日条例第18号[令和6年4月1日]

〇名張市水道給水条例

改正

昭和39年9月1日条例第42号

昭和40年12月20日条例第29号 昭和41年9月18日条例第23号 昭和42年11月29日条例第17号 昭和43年4月1日条例第10号 昭和43年10月8日条例第22号 昭和46年4月1日条例第11号 昭和47年4月1日条例第11号 昭和47年9月5日条例第25号 昭和48年6月25日条例第31号 昭和49年1月16日条例第5号 昭和49年7月5日条例第26号 昭和50年4月1日条例第8号 昭和50年5月8日条例第14号 昭和51年2月18日条例第4号 昭和51年10月15日条例第46号 昭和52年6月6日条例第20号 昭和52年7月1日条例第26号 昭和52年10月26日条例第41号 昭和53年5月24日条例第18号 昭和54年3月31日条例第10号 昭和54年7月9日条例第31号 昭和54年10月25日条例第38号 昭和54年12月21日条例第50号 昭和55年8月24日条例第23号 昭和56年2月20日条例第4号 昭和56年6月13日条例第21号 昭和56年12月24日条例第28号 昭和57年2月23日条例第3号 昭和57年11月30日条例第30号 昭和57年12月27日条例第38号 昭和58年4月1日条例第9号 昭和58年8月30日条例第27号 昭和58年11月11日条例第32号 昭和59年6月27日条例第30号 昭和62年10月15日条例第32号 平成元年3月31日条例第17号 平成2年4月11日条例第10号 平成2年4月24日条例第11号 平成2年10月8日条例第16号 平成2年12月26日条例第24号 平成3年2月20日条例第2号 平成4年3月31日条例第11号 平成6年2月23日条例第3号 平成8年3月29日条例第11号 平成9年2月24日条例第2号 平成9年3月31日条例第20号 平成9年12月25日条例第34号 平成10年8月3日条例第25号 平成12年12月26日条例第30号 平成15年3月28日条例第19号 平成15年12月25日条例第44号 平成15年12月25日条例第48号 平成16年6月14日条例第14号 平成16年12月24日条例第19号 平成20年2月22日条例第1号 平成20年3月28日条例第21号 平成22年3月23日条例第12号 平成25年12月25日条例第36号 令和元年9月30日条例第22号 令和元年12月20日条例第32号 令和6年3月28日条例第18号

名張市水道給水条例

日次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第5条--第10条)

第3章 給水(第11条—第20条)

第4章 料金及び手数料(第21条--第29条)

第5章 管理(第30条—第35条)

第6章 補則(第36条)

附則

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、名張市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事 項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 名張市水道事業の給水区域は、名張市の次の区域のうち、国土交通大臣の認可を得た市の給水区域とする。

平尾、桜ヶ丘、丸之内、中町、上本町、柳原町、鍛冶町、本町、新町、南町、豊後町、木屋町、元町、榊町、栄町、松崎町、朝日町、上八町、東町、蔵持町原 出、蔵持町里、蔵持町芝出、緑が丘東、緑が丘中、緑が丘西、大屋戸、松原町、夏秋、短野、下三谷、桔梗が丘1番町1街区、桔梗が丘1番町2街区、桔梗が 丘1番町3街区、桔梗が丘1番町4街区、桔梗が丘1番町5街区、桔梗が丘1番町6街区、桔梗が丘2番町1街区、桔梗が丘2番町2街区、桔梗が丘2番町3街 区、桔梗が丘2番町4街区、桔梗が丘2番町5街区、桔梗が丘2番町6街区、桔梗が丘2番町7街区、桔梗が丘3番町1街区、桔梗が丘3番町2街区、桔梗が 丘3番町3街区、桔梗が丘3番町4街区、桔梗が丘4番町1街区、桔梗が丘4番町2街区、桔梗が丘4番町3街区、桔梗が丘4番町4街区、桔梗が丘4番町5街 区、桔梗が丘4番町6街区、桔梗が丘4番町7街区、桔梗が丘5番町1街区、桔梗が丘5番町2街区、桔梗が丘5番町3街区、桔梗が丘5番町4街区、桔梗が 丘5番町5街区、桔梗が丘5番町6街区、桔梗が丘5番町7街区、桔梗が丘5番町8街区、桔梗が丘5番町9街区、桔梗が丘5番町10街区、桔梗が丘5番町11 街区、桔梗が丘5番町12街区、桔梗が丘6番町1街区、桔梗が丘6番町2街区、桔梗が丘6番町3街区、桔梗が丘7番町1街区、桔梗が丘7番町2街区、桔梗 が丘7番町3街区、桔梗が丘8番町1街区、桔梗が丘8番町2街区、桔梗が丘8番町3街区、桔梗が丘8番町4街区、桔梗が丘8番町5街区、桔梗が丘南1番 町1街区、桔梗が丘南1番町2街区、桔梗が丘南1番町3街区、桔梗が丘南2番町1街区、桔梗が丘南2番町2街区、桔梗が丘南3番町1街区、桔梗が丘南3 番町2街区、 桔梗が丘南3番町3街区、 桔梗が丘南4番町1街区、 桔梗が丘西1番町、 桔梗が丘西2番町1街区、 桔梗が丘西2番町2街区、 桔梗が丘西2番町 3街区、桔梗が丘西3番町1街区、桔梗が丘西3番町2街区、桔梗が丘西3番町3街区、桔梗が丘西4番町1街区、桔梗が丘西4番町2街区、桔梗が丘西4番 町3街区、桔梗が丘西5番町1街区、桔梗が丘西5番町2街区、桔梗が丘西5番町3街区、桔梗が丘西6番町1街区、桔梗が丘西6番町2街区、桔梗が丘西7 番町、薦生、八幡、西田原、家野、鵜山、葛尾、さつき台1番町、さつき台2番町、新田、美旗中村、東田原、上小波田、下小波田、西原町、南古山、美旗町池 の台東、美旗町池の台西、美旗町中1番、美旗町中2番、美旗町中3番、美旗町南西原、美旗町藤が丘、下比奈知、富貴ヶ丘1番町、富貴ヶ丘2番町、富貴ヶ 丘3番町、富貴ヶ丘4番町、富貴ヶ丘5番町、富貴ヶ丘6番町、上比奈知、滝之原、黒田、結馬、井手、安部田、矢川、上三谷、竜口、赤目町丈六、赤目町相 楽、赤目町檀、赤目町柏原、赤目町星川、赤目町一ノ井、赤目町新川、赤目町すみれが丘、赤目町長坂、夏見、瀬古口、箕曲中村、青蓮寺、中知山、神屋、 奈垣、布生、上長瀬、長瀬、百合が丘東1番町、百合が丘東2番町、百合が丘東3番町、百合が丘東4番町、百合が丘東5番町、百合が丘東6番町、百合が 丘東7番町、百合が丘東8番町、百合が丘東9番町、百合が丘西1番町、百合が丘西2番町、百合が丘西3番町、百合が丘西4番町、百合が丘西5番町、百 合が丘西6番町、南百合が丘、鴻之台1番町、鴻之台2番町、鴻之台3番町、鴻之台4番町、鴻之台5番町、つつじが丘北1番町、つつじが丘北2番町、つつじ が丘北3番町、つつじが丘北4番町、つつじが丘北5番町、つつじが丘北6番町、つつじが丘北7番町、つつじが丘北8番町、つつじが丘北9番町、つつじが丘北 10番町、つつじが丘南1番町、つつじが丘南2番町、つつじが丘南3番町、つつじが丘南4番町、つつじが丘南5番町、つつじが丘南6番町、つつじが丘南7番 町、つつじが丘南8番町、すずらん台東1番町、すずらん台東2番町、すずらん台東3番町、すずらん台東4番町、すずらん台東5番町、すずらん台西1番 町、すずらん台西2番町、すずらん台西3番町、すずらん台西4番町、梅が丘北1番町、梅が丘北2番町、梅が丘北3番町、梅が丘北4番町、梅が丘北5番 町、梅が丘南1番町、梅が丘南2番町、梅が丘南3番町、梅が丘南4番町、梅が丘南5番町、春日丘1番町、春日丘2番町、春日丘3番町、春日丘4番町、春 日丘5番町、春日丘6番町、春日丘7番町、希央台1番町、希央台2番町、希央台3番町、希央台4番町、希央台5番町

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類) 第4条 給水装置は、次の2種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1か所で専用するもの
- (2) 私設消火せん 消防用に使用するもの 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

- 第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 (新設等の費用負担)
- 第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。
- 2 新たに給水開始の申込みがあった場合は、別表第1に定める額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税の税率及び当該税率に地方税法 (昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額を加入金として徴収する。ただし、管理者 が特に必要があると認めたときは減免することができる。
- 3 給水装置を新設又は改造する場合、特にその他の供給条件の整備を必要とするときは、規程で定める負担金を徴収する。
- 4 現に所有する給水装置を撤去して新設する場合又は給水装置を改造する場合は、加入金を徴収しない。ただし、増径となる給水工事の場合はその増径分について徴収する。
- 5 前各項の規定により、加入金又は負担金(以下「加入金等」という。)を納付した者が給水装置等を撤去した場合は、既に納付した加入金等は還付しない。 (工事の施行)
- 第7条 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の設計及び工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定(法第25条の3の2第1項の指定の更新を含む。)をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、 工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により、管理者が工事を施行する場合は、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 (給水管及び給水用具の指定)
- 第7条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。
- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の 工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

- 第8条 管理者が施行する給水装置の工事費は、次の合計額とする。
 - (1) 材料費
 - (2) 運搬費
 - (3) 労力費
 - (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときはその費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費等の前納)

- 第9条 管理者の施行する給水装置工事費の概算額及び第6条に規定する加入金等は、前納とする。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。
- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(給水装置の変更等の工事)

第10条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくとも当該 工事を施行することができる。この場合において、当該工事に要する費用は、その原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

- 第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか制限又は停止することはない。
- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市はその責を負わない。

(給水の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。
 - (1) 給水装置を共有する者
 - (2) その他管理者が必要と認めた者
- 2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

- 第15条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

- 第16条 メーターは、管理者が設置して水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者に保管させる。
- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターの管理をしなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は、き損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。
- 第17条 水道使用者、給水装置の所有者の代理人及び管理人(以下「水道使用者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者 に届け出なければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に消火せんを使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
 - (1) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として水道を使用したとき。
 - (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火せんの使用)

- 第18条 私設消火せんは、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。
- 2 私設消火せんを消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

- 第19条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに、管理者に届け出なけれ ばならない。
- 2 前項において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(貯水槽水道の市の責務)

第19条の2 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言、勧告を行うことができるものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

- 第19条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

- 第20条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第21条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

(料金)

- 第22条 料金は、次の各号に定める区分により別表第2に基づき算出した合計額に消費税法に規定する消費税の税率及び当該税率に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - (1) 家事用
 - (2) 業務用
 - (3) 浴場用
 - (4) 臨時用
- 2 前項各号の用途区分の適用範囲は、規程で定める。

(料金の算定)

- 第23条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月 分として算定する。この場合において、使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。
- 2 管理者は、やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず毎月の定例日又は定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

- 第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。
 - (1) メーターに異常があったとき。
 - (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
 - (3) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

- 第25条 月の中途に水道の使用を開始し、又は使用をやめた場合において、当該使用期間が1月以下のときは1月として、1月を超えるときは2月として料金を 算定する。
- 2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

- 第26条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき清算する。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、納入通知書により使用水量を点検した日の属する月分及びその前月分として2月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたとき は、毎月徴収することができる。

(手数料)

第28条 手数料は、別表第3「手数料表」の区分によりこれを徴収する。ただし、管理者が特別の事由があると認めたときは、減免することができる。

(料金,手数料等の軽減又は免除)

第29条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減し又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査)

第30条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質 の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止する ことができる。
- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。
- (給水の停止) 第32条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。
- (1) 水道の使用者が第8条の工事費、第19条第2項の修繕費、第22条の料金又は第28条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が正当な理由がなく第23条の使用水量の計量又は第30条の検査を拒み又は妨げたとき。
- (3) 給水せんを汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

- 第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。
 - (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
 - (2) 給水装置が使用中止の状態にあって将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕又は撤去した者
- (2) 第6条第2項の加入金及び同条第3項の負担金を免れた者
- (3) 正当な理由がなくて第15条第2項のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第30条の検査又は第32条の給水の停止を拒み又は妨げた者
- (4) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (5) 第22条の料金又は、第28条の手数料を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (6) 指定給水装置工事事業者が、この条例又はこの条例に基づく規程に定める規定に違反したとき。
- (料金を免れた者に対する過料)
- 第35条 市長は、詐欺その他不正の行為によって、第22条の料金又は第28条の手数料を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過 料を科することができる。

第6章 補則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (旧簡易水道の給水区域に係る料金の特例)
- 2 平成22年4月1日前から引き続いて廃止前の名張市簡易水道条例(昭和52年条例第25号)第3条に規定する簡易水道により給水をしているものの水道料金は、第22条及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間にそれぞれ料金の支払を受ける権利が確定されるものについて、当該各号に定める額とする。この場合において、1円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - (1) 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間 廃止前の名張市簡易水道条例第5条及び別表の規定に基づき算出した額の合計額
 - (2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間 次の表に基づき算出した合計額に100分の105を乗じて得た金額

	料金	基本料金(1月につき)	超過料金(1立方メートルにつき)		
種別		水量	料金	11立方メートル から20立方メー	21立方メートル から50立方メー	51立方メートル 以上
	用途区分			トルまで	トルまで	<u> </u>
専用・	家事用	10立方メート ルまで	1,050円	115円	128円	135円
	業務用①	"	1,050円	130円	149円	156円
	業務用②	"	1,050円	130円	150円	150円
	臨時用	1立方メート ルにつき				480円

備考

- 1 家事用 一般家庭、集合住宅の入居者及びこれに類する使用のもの
- 2 業務用① 家事用、業務用②及び臨時用以外のもの
- 3 業務用② 官公署、区及び地区関係団体の用に供するもの
- 4 臨時用 臨時に使用する事務所、興行及びこれに類する使用のもの
- (3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 次の表に基づき算出した合計額に100分の105を乗じて得た金額

	料金	基本料金(1月につき)	超過料金(1立方メートルにつき)			
種別		水量	料金	11立方メートル から20立方メー	21立方メートル から50立方メー	51立方メートル 以上	
	用途区分			トルまで	トルまで	×-	
専用・	家事用	10立方メート ルまで	1,050円	115円	134円	147円	
	業務用①	"	1,050円	130円	156円	169円	
	業務用②	"	1,050円	130円	156円	165円	
	臨時用	1立方メート ルにつき				480円	

備考

- 1 家事用 一般家庭、集合住宅の入居者及びこれに類する使用のもの
- 2 業務用① 家事用、業務用②及び臨時用以外のもの
- 3 業務用② 官公署、区及び地区関係団体の用に供するもの
- 4 臨時用 臨時に使用する事務所、興行及びこれに類する使用のもの
- (4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 次の表に基づき算出した合計額に消費税法に規定する消費税の税率及び当該税率に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額

	料金	基本料金(1月につき)	超過料金(1立方メートルにつき)			
種別		水量	料金	11立方メートル から20立方メー	21立方メートル から50立方メー	51立方メートル 以上	
	用途区分			トルまで	トルまで	×-	
専用・	家事用	10立方メート ルまで	1,050円	115円	140円	158円	
	業務用①	"	1,050円	130円	163円	182円	
	業務用②	"	1,050円	130円	163円	180円	
	臨時用	1立方メート				480円	
		ルにつき				10011	

備考

- 1 家事用 一般家庭、集合住宅の入居者及びこれに類する使用のもの
- 2 業務用① 家事用、業務用②及び臨時用以外のもの

- 3 業務用② 官公署、区及び地区関係団体の用に供するもの
- 4 臨時用 臨時に使用する事務所、興行及びこれに類する使用のもの

附 則(昭和40年12月20日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年9月18日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年11月29日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年4月1日条例第10号)

この条例は、昭和43年4月1日から適用する。

附 則(昭和43年10月8日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年4月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年4月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年9月5日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年8月25日から適用する。

附 則(昭和48年6月25日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月17日から適用する。

附 則(昭和49年1月16日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月14日から適用する。

附 則(昭和49年7月5日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日条例第8号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、改正後の条例別表第1の規定は、昭和50年4月検針分から適用する。

附 則(昭和50年5月8日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年3月25日から適用する。

附 則(昭和51年2月18日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年1月27日から適用する。

附 則(昭和51年10月15日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、昭和51年11月1日から適用する。

附 則(昭和52年6月6日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年7月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年10月26日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月14日から適用する。

附 則(昭和53年5月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年5月2日から適用する。

附 則(昭和54年3月31日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、改正後の名張市水道給水条例(以下「新条例」という。)別表第2の規定は、昭和54年5月検針分から 適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第6条第2項、及び第3項の規定は、新条例施行以前に本市に居住(住民基本台帳に記録されている者)し、給水区域内に自己の住居の用に供する 新設等給水装置工事及び部分施行した給水装置の給水開始を申込みした場合は、新条例施行の日より1年以内は、加入金等を免除する。
- 3 新条例第6条第2項及び第3項の規定は、新たに給水区域に編入した地区に、新条例施行の日に居住(住民基本台帳に記録されている者)している者には、 当該地区に給水を開始した日より1年以内は適用しない。

附 則(昭和54年7月9日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年10月15日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年12月21日条例第50号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年8月24日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年2月20日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年6月13日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年12月24日条例第28号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、昭和57年4月検針分から適用する。

附 則(昭和57年2月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年11月30日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年12月27日条例第38号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日条例第9号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、改正後の条例別表第2の規定は、昭和58年5月検針分から適用する。

附 則(昭和58年8月30日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年11月11日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年6月27日条例第30号)

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則(昭和62年10月15日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年6月24日から適用する。

附 則(平成元年3月31日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の名張市水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日まで の間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成2年4月11日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年4月24日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年10月8日条例第16号)

この条例は、平成2年11月1日から施行する。

附 則(平成2年12月26日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 この条例によりあらたに給水区域となる区域のうち、給水を受けることとなる前日までに、簡易水道、飲料水供給施設、専用水道の施設によりすでに給水を受けていた場合は、第6条第2項の規定は適用しない。

附 則(平成3年2月20日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第11号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年2月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月29日条例第11号)

この条例は、平成8年7月1日から施行する。 附 則(平成9年2月24日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の名張市水道給水条例第22条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成 9年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成9年12月25日条例第34号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年8月3日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月26日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める規定並びに第5条及び第31条第2項の改定規定は、 平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

2 この条例により新たな給水区域となる区域のうち、簡易水道の施設により給水を受けている区域は、名張市水道事業から給水を受けることとなる前日までは 名張市簡易水道条例(昭和52年条例第25号)の規定を適用する。

(適用除外)

3 この条例により新たな給水区域となる区域のうち、名張市水道事業から給水を受けることとなる前日までに、簡易水道又は飲料水供給施設により既に給水を 受けていた場合は、第6条第2項の規定は、適用しない。

附 則(平成15年3月28日条例第19号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月25日条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年12月25日条例第48号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月14日条例第14号)

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年2月22日条例第1号)

この条例は、平成20年2月23日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 (経過措置)

2 この条例の施行前に第2条の規定による廃止前の名張市簡易水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の名張市水道給水条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成25年12月25日条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日条例第22号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年12月20日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日条例第18号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

区分	加入金の額
口径 13ミリメートル	71,000円
口径 20ミリメートル	130,000円
口径 25ミリメートル	201,000円
口径 40ミリメートル	569,000円
口径 50ミリメートル	810,000円
口径 75ミリメートル	1,806,000円
口径 100ミリメートル	2,554,000円
口径 150ミリメートル	3,503,000円
口径 200ミリメートル以上	ロ径150ミリメートルの負担基準をもとにそれぞれの流量比率に応じて管理者が定める。

別表第2(第22条関係)

	料金	基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)		
種別	用途区分	水量	料金	11立方メートル から20立方メー トルまで	21立方メートル から50立方メー トルまで	51立方メート ル以上
	家事用	10立方メ ー トルまで	1,050円	115円	145円	170円
専用	業務用	//	1,050円	130円	170円	195円
サル	浴場用	"	1,050円			110円
	臨時用	1立方メー トルにつき	480円			

手数料表

種類	単位	金額
第7条第1項の指定(同項の指定の更新を除く。)をするとき。	1件につき	15,000円
, 5		
第7条第1項の指定の更新をするとき。	1件につき	7,500円
第7条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。	1回につき	800円
第7条第2項の工事の検査をするとき。	1回につき	2,000円
水道使用の再開閉栓をするとき。	1件につき	500円
水道に関する証明をするとき。	1枚につき	300円